



2015年5月1日

各位

会社名 アイホン株式会社
代表者名 代表取締役社長 市川 周作
(コード番号 6718 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 和田 健
(TEL 052-228-8181)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、この度2015年5月1日開催の取締役会において、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

内部統制システムの基本方針

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社及び子会社から成る企業集団(以下、「企業集団」という。)の業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制」という。)を整備する。

1. 当社の取締役及び使用人(以下、「役職員」という。)並びに子会社の取締役等(会社法施行規則第100条第1項第5項イに定める「取締役等」をいう。以下同じ。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 経営理念に基づいた「アイホン行動規範」、「コンプライアンス規程」及び「行動規準に関する規程」を、当社の役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。
 - (2) 当社は、前項の徹底を図るため、リスク管理委員会を中心に当社の役職員への啓蒙や教育、社内体制の不具合の検証・整備を行う。
 - (3) 当社の監査室は各部門・部署のコンプライアンスの状況を定期的に監査し、その結果を当社の代表取締役に報告するとともに、コンプライアンスに関する問題点等があった場合にはリスク管理委員会においても報告する。
 - (4) 法令上疑義のある行為等について当社の役職員及び子会社の取締役等がコンプライアンス規程に定めるリスク管理担当責任者に対して直接情報提供を行う体制を整え、運営する。
 - (5) 子会社においては、経営理念に基づいた「アイホン行動規範」を取締役等及び使用人が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための規範とする。また、当社は、

これに関連するリスクを認識し、子会社の取締役等及び使用人への啓蒙や教育を図る。
なお、職務執行の状況については当社の監査室または内部監査人が定期的に監査し、その結果を当社及び監査対象となった子会社の代表取締役及び関係者に報告する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書の保管及び秘密に関する規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し保存する。

当社の取締役及び監査役は必要がある場合は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、企業集団全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」に基づき、企業集団全体のリスクあるいは各部門・部署において発生が予想される特有なリスクを検出、把握し、当該リスクに対する予防、発生時の対応についてマニュアル等を作成、整備するとともに、リスク管理委員会においてその有効性等について協議を行い、必要に応じて当社取締役会に報告を行う。

当社取締役会は当該報告の是非の検討、追加措置等の有無等を判断し、指示命令を与え逐次監視する。

また、重大なる緊急事態が発生した場合は、職制上のルート等を通じ、当社のリスク管理担当責任者に報告されるとともに、必要に応じ当社の代表取締役をはじめとする取締役に報告され、速やかで適切なる対応をとることとする。

4. 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に定める事項を用いて、当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行の効率性を確保する。

- ① 当社取締役会における中期経営計画の策定。中期経営計画に基づく年度計画の策定・展開
- ② 当社における取締役・監査役を構成員とする経営会議等の会議体の設置
- ③ 当社における職務権限・意思決定基準等に係る規程の策定
- ④ 当社における経営会議及び取締役会による年度計画の進捗状況の確認
- ⑤ 子会社においては、職務執行に関わる権限規程を定めるとともに、月度報告及びグループ会議等による年度計画の進捗状況の確認及び報告

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・各子会社の社長は、各部門または各社の業務執行の適正を確保する体制の確立と運用の権限と責任を有する。

(2) 当社に關係会社管理室を設置し、各子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役は、監査室及び関係会社管理室所属の使用人に対し監査業務に必要な事項について協力を要請することができるものとし、監査役から監査業務に必要な要請を受けた使用人は、その要請に関してもっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないこととする。

7. 当社の役職員及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者（以下、「役職員等」という。）が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びにこれらの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は常勤監査役を通じて、監査役会において次に定める事項を報告することとする。

- ① 経営会議で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ④ 重大な法令・定款違反
- ⑤ 内部通報に関する事項
- ⑥ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

- (2) 当社の使用人は前項に関連する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができることとする。

- (3) 子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うこととする。

- (4) 子会社の役職員等は、次の事項を発見した場合は、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告することとする。

- ① 子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ② 内部監査、リスク管理において重要な事項
- ③ 重大な法令・定款違反
- ④ 内部通報に関する事項
- ⑤ その他、コンプライアンスに関連し重要な事項

- (5) 当社は上記（1）乃至（4）の報告に伴い報告者が不利な扱いを受けない体制を確保し、その体制を当社の役職員及び子会社の役職員等に周知徹底する。

8. 当社の監査役職務の執行に伴い生じる費用または債務の処理に係る体制

- (1) 当社の監査役が職務執行に伴い必要とする費用またはその職務執行に伴い生じる債務については、監査職務の円滑な執行を図るため、その処理において当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、取締役等の制約を受けないこととする。

- (2) 当社の監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し、会社法第 388 条に基づく費用の

前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当社は、速やかに当該費用または債務を処理することとする。

- (3) 当社の監査役会が独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、担当部署において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとする。

9. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の取締役は、当社の監査役からの取締役または使用人への個別ヒアリングの機会の確保、独自に専門家を雇用する機会の確保、独自に調査する機会の確保を保障することとする。

10. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1) 子会社の取締役等は、当社に対して取締役会議事録の写しの提出及びグループ会議による年度計画の進捗状況の報告、その他重要な事項を報告することとする。
- (2) 子会社の取締役等は、当社に対して、月度報告による業績結果、業績見込み、人事、総務、市場情報等その他重要な事項について報告することとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるおそれのある反社会的勢力及び団体に対しては、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携を取りつつ、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

以 上